

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第十三条の四まで（現行のとおり）</p> <p>第十三条の五（現行のとおり）</p> <p>一 エアコンディショナー（水冷式のものその他エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第四十八条第一項に規定するもの以外のものうち、冷暖房の用に供するもの（冷房能力が四キロワット以下のものに限る。）であって、直吹き形かつ壁掛け形のもの（一の室外機に二以上の室内機を接続するもののうち各室内機の運転を個別に制御するものを除く。）に限る。）</p> <p>二 電気冷蔵庫（冷凍庫と一体のものを含み、熱電素子を使用するものその他エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第四十八条第八項に規定するものを除く。以下同じ。）</p> <p>第十三条の六から第十五条まで（現行のとおり）</p> <p>第十六条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3 条例第二十八条第一項の規定による自動車環境管理計画書の提出は、同項に規定する特定事業者に該当することとなった日から六十日以内（特定事業者に該当することとなったときに提出した自動車環境管理計画書に引き続き自動車環境管理計画書の提出にあつては、計画期間の初年度の五月末日まで）に、別記第六号様</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第十三条の四まで（略）</p> <p>第十三条の五（略）</p> <p>一 エアコンディショナー（水冷式のものその他エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第十二条第一項に規定するもの以外のものうち、冷暖房の用に供するもの（冷房能力が四キロワット以下のものに限る。）であって、直吹き形かつ壁掛け形のもの（一の室外機に二以上の室内機を接続するもののうち各室内機の運転を個別に制御するものを除く。）に限る。）</p> <p>二 電気冷蔵庫（冷凍庫と一体のものを含み、熱電素子を使用するものその他エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第十二条第八項に規定するものを除く。以下同じ。）</p> <p>第十三条の六から第十五条まで（略）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 条例第二十八条第一項の規定による自動車環境管理計画書の提出は、同項に規定する特定事業者に該当することとなった日から六十日以内（特定事業者に該当することとなったときに提出した自動車環境管理計画書に引き続き自動車環境管理計画書の提出にあつては、計画期間の初年度の五月末日まで）に、別記第六号様</p>

式による自動車環境管理計画書提出書に、条例第二十八条第一項に規定する指針（以下「自動車環境管理指針」という。）に基づき作成する自動車環境管理計画書を添付して行わなければならない。

4 条例第二十八条第二項の規定による計画書の提出は、自動車環境管理計画書の内容を変更した日から六十日以内に、別記第六号様式の二による自動車環境管理計画書変更提出書に、自動車環境管理指針に基づき作成する変更後の自動車環境管理計画書を添付して行わなければならない。

（実績報告書の提出）

第十六条の二 条例第二十九条の規定による実績報告書の提出は、五月末日までに、別記第六号様式の三による自動車環境管理実績報告書提出書に、自動車環境管理指針に基づき作成する自動車環境管理実績報告書を添付して行わなければならない。

（自動車環境管理者の選任及び変更の届出）

第十六条の三 条例第三十三条第一項又は第二項の規定による届出は、自動車環境管理者を選任し、又は変更した日から六十日以内に、別記第六号様式の四による自動車環境管理者選任（変更）届出書により行わなければならない。

第十七条 （現行のとおり）

2 （現行のとおり）

3 条例第三十五条に規定する規則で定める割合は、低公害車（条例第三十五条に規定する知事が別に定める自動車をいう。以下同

式による自動車環境管理計画書提出書に、別記第六号様式の二による自動車環境管理計画書を添付して行わなければならない。

4 条例第二十八条第二項の規定による計画書の提出は、自動車環境管理計画書の内容を変更した日から六十日以内に、別記第六号様式の三による自動車環境管理計画書変更提出書により行わなければならない。

（実績報告書の提出）

第十六条の二 条例第二十九条の規定による実績報告書の提出は、五月末日までに、別記第六号様式の四による自動車環境管理実績報告書により行わなければならない。

（自動車環境管理者の選任及び変更の届出）

第十六条の三 条例第三十三条第一項又は第二項の規定による届出は、自動車環境管理者を選任し、又は変更した日から六十日以内に、別記第六号様式の五による自動車環境管理者選任（変更）届出書により行わなければならない。

第十七条 （略）

2 （略）

3 条例第三十五条に規定する規則で定める割合は、低公害車（条例第三十五条に規定する知事が別に定める自動車をいう。以下同

じ。のうち排出ガスを発生しないか、又は排出ガスの発生量が特に少ないものとして知事が別に定める自動車に換算した場合において、五パーセントとする。

第十八条から第五十九条まで (現行のとおり)

(石綿含有建築物解体等工事施工計画届等)

第六十条 条例第二百二十四条第一項に規定する規則で定める石綿含有材料は、吹き付け石綿(吹き付け工法に使用される石綿含有材料をいう。以下同じ。)及び石綿を含有する保温材(石綿を含有する耐火被覆材及び断熱材を含む。)とする。ただし、同項に規定する壁面、天井その他の部分に使用する場合は、吹き付け石綿に限る。

2 (現行のとおり)

3 条例第二百二十四条第一項に規定する規則で定める延べ面積等は、建築物については延べ面積で五百平方メートル、建築物以外の施設については築造面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第五号に規定する築造面積をいう。)で五百平方メートルとする。

4 (現行のとおり)

5 条例第二百二十四条第三項の規定による届出は、別記第三十五号様式の二による石綿飛散防止方法等計画届出書によらなければならない。

第六十一条から第八十二条まで (現行のとおり)

じ。のうちの排出ガス七十五パーセント低減レベルの自動車に換算した場合において、五パーセントとする。

第十八条から第五十九条まで (略)

(石綿含有建築物解体等工事施工計画届等)

第六十条 条例第二百二十四条第一項に規定する規則で定める石綿含有材料は、吹き付け石綿(吹き付け工法に使用される石綿含有材料をいう。以下同じ。)及び石綿を含有する保温材とする。ただし、同項に規定する壁面、天井その他の部分に使用する場合は、吹き付け石綿に限る。

2 (略)

3 条例第二百二十四条第一項に規定する規則で定める床面積は、五百平方メートルとする。

4 (略)

第六十一条から第八十二条まで (略)

(受理書)

第八十三条 知事は、条例第八十一条第二項（条例第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、第八十九条、第九十条、第二百二十四条第一項又は同条第三項に規定する申請又は届出がその事務所に到達したときは、別記第三十九号様式による受理書を当該申請又は届出をした者に交付するものとする。

別表第一から別表第十二まで (現行のとおり)

別表第十三 石綿の飛散の状況の監視方法(第五十九条関係)

建築物その他の施設の建設の工事	工事の区分	監視の方法
	建築物その他の施設の建設の工事 建築物その他 の他の施設 の解体 又は改修 の工事	(現行のとおり)
二 一以外のもの	一 石綿含有建築物解体等工事に該当するもの(除去、封じ込め又は囲い込みの作業の箇所が局所であつて、知事が認める石綿の飛散防止方法によるものを除く。)	(現行のとおり)

付表 (現行のとおり)

別表第十四から別表第二十まで (現行のとおり)

(受理書)

第八十三条 知事は、条例第八十一条第二項（条例第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、第八十九条、第九十条又は第二百二十四条第一項に規定する申請又は届出がその事務所に到達したときは、別記第三十九号様式による受理書を当該申請又は届出をした者に交付するものとする。

別表第一から別表第十二まで (略)

別表第十三 石綿の飛散の状況の監視方法(第五十九条関係)

建築物その他の施設の建設の工事	工事の区分	監視の方法
	建築物その他の施設の建設の工事 建築物その他 の他の施設 の解体 又は改修 の工事	(略)
二 一以外のもの	一 石綿含有建築物解体等工事に該当するもの	(略)

付表 (略)

別表第十四から別表第二十まで (略)

第6号様式(第16条関係)

年 月 日	
東京都知事 殿	
住 所	
氏 名	
〔法人にあっては名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地〕	
自動車環境管理計画書提出書	
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第28条第1項の規定により、自動車環境管理計画書を提出します。	
特定事業者の名称	
特定事業者の所在地	
自動車環境管理計画書	別添のとおり
連絡先	
※ 受付欄	

〔日本工業規格A列4番〕

備考 1. ※印の欄には、記入しないこと。

2. 自動車環境管理計画書の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記第一号様式から第五号様式の四まで (現行のとおり)

第6号様式の2(第16条関係)

その1

特定事業者番号	※
自動車環境管理計画書	
1. 特定事業者の概要	
特定事業者の名称	
特定事業者の所在地	
特定事業者が担当 することになった日	年 月 日
使用する自動車の台数	台
業 種	
従業員数	
資本金額	
運行責任者氏名及び氏名	
管理作業内容	別添のとおり
※ 受付欄	

〔日本工業規格A列4番〕

備考 1. ※印の欄には、記入しないこと。

2. 「使用する自動車の台数」の欄には、別記様式第2号の8の台数の二乗根の百分の台数を記入すること。

3. 「業種」の欄には、日本標準分類分類の中分類項目を記入すること。

第6号様式(第19条関係)

年 月 日	
東京都知事 殿	
住 所	
氏 名	
〔法人にあっては名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地〕	
自動車環境管理計画書提出書	
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第28条第1項の規定により、自動車環境管理計画書を提出します。	
特定事業者の名称	
特定事業者の所在地	
自動車環境管理計画書	別添のとおり
連絡先	(電話番号: _____)
※ 受付欄	

〔日本工業規格A列4番〕

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

別記第一号様式から第五号様式の四まで (略)

その1

1. 子会社の業務内容別の労働時間調査票記入例
 (1) テレワーク時間別(労働時間調査票記入例)

業務内容	労働時間						合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
テレワーク時間							
その他							
合計							

(日本工業規格 JIS S 5017)

備考 1. この表は、労働時間調査票記入例の記入方法を示すものであり、実際の労働時間調査票の記入には、労働時間調査票の記入方法に準じて記入することとする。
 2. 「労働時間」は、労働時間調査票の記入欄に記載されている労働時間調査票の記入方法に準じて記入することとする。
 3. 「労働時間」は、労働時間調査票の記入欄に記載されている労働時間調査票の記入方法に準じて記入することとする。
 4. 「労働時間」は、労働時間調査票の記入欄に記載されている労働時間調査票の記入方法に準じて記入することとする。

その2

2. 労働時間以外の労働時間調査票記入例
 (2) 労働時間以外の労働時間調査票記入例

労働時間以外の労働時間	労働時間						合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
労働時間以外の労働時間							
その他							
合計							

(日本工業規格 JIS S 5017)

備考 1. 「労働時間以外の労働時間」の欄には、労働時間以外の労働時間を記入することとする。
 2. この表は、労働時間以外の労働時間調査票記入例の記入方法を示すものであり、実際の労働時間以外の労働時間調査票の記入には、労働時間以外の労働時間調査票の記入方法に準じて記入することとする。
 3. 「労働時間以外の労働時間」は、労働時間以外の労働時間調査票の記入欄に記載されている労働時間以外の労働時間調査票の記入方法に準じて記入することとする。
 4. 「労働時間以外の労働時間」は、労働時間以外の労働時間調査票の記入欄に記載されている労働時間以外の労働時間調査票の記入方法に準じて記入することとする。

欄4-1-1の用途別、車種ごとの記入方法。

②「車種」の欄には、以下の区分を記入すると、かつこれらの区分の区分には、制限の別状に該当するものを除き、自動車を含むものとする。

①乗用車(自動車)、小型自動車及び軽自動車、②軽自動車、③小型乗用自動車(1.7以下)、④小型乗用車R(1.9以下)、⑤小型乗用車D(2.2以下)、⑥小型乗用車I(3.3以下)、⑦軽乗用車自動車(1.7以下)、⑧軽乗用車自動車R(1.9以下)、⑨軽乗用車自動車D(2.2以下)、⑩軽乗用車自動車I(3.3以下)(米制)、⑪軽乗用車自動車(3.3以上)、⑫乗用自動車(乗車定員11人以上~30人未満、1.7以下)、⑬乗用自動車(乗車定員11人以上~30人未満、1.9以下)、⑭乗用自動車(乗車定員11人以上~30人未満、2.2以下)、⑮乗用自動車(乗車定員11人以上~30人未満、3.3以下)、⑯乗用自動車(乗車定員30人以上、1.7以下)、⑰乗用自動車(乗車定員30人以上、1.9以下)、⑱乗用自動車(乗車定員30人以上、2.2以下)、⑲乗用自動車(乗車定員30人以上、3.3以下)

③車種不明は、神奈川県庁に報告することと記入すること。

④「新車期間の区分」の欄で「ディーゼルエンジン搭載」の欄に「電子制御噴射装置」を適用するための対応策としての「個別計測装置」「新車期間限定燃費測定装置」の欄には「新車期間限定燃費測定装置」を記入する場合は「個別計測装置」を記入すること。

⑤「平成15年10月1日規制適用車」とは平成15年10月1日に電子制御噴射装置が適用されることとなるディーゼル自動車、「平成15年10月2日規制適用車」とは平成15年10月2日以後に生産された燃費30ccを超える電子制御4気筒エンジンが適用されることとなるディーゼル自動車及び平成17年4月1日以後の燃費が別に定める日に新たに電子制御噴射装置が適用されることとなるディーゼル自動車をいう。

⑥「ディーゼルエンジン搭載車及び軽乗用車(乗車定員11人以上)の欄」「新車期間限定燃費測定装置」の欄及び「乗用」とはそれぞれ「乗用車(乗車定員11人以上)」「軽乗用車」として燃費測定装置が適用される自動車、ハイブリッド自動車」とは「自動車」に属する自動車とす。

⑦「用途別の記入」については、二輪自動車及びけん引自動車は除くものとする。

⑧「自動車更新の日」となる場合は、神奈川県庁において各自に定める期間の更新基準を記入すること。

(2)「ディーゼルエンジン搭載車及び軽乗用車(乗車定員11人以上)の燃費測定装置」の燃費測定装置

燃費測定装置		燃費測定装置の区分				燃費測定装置
		燃費測定装置	燃費測定装置	燃費測定装置	燃費測定装置	
		燃費測定装置	燃費測定装置	燃費測定装置	燃費測定装置	燃費測定装置
燃費測定装置	燃費測定装置					
	燃費測定装置					
	燃費測定装置					
	燃費測定装置					
	燃費測定装置					
	燃費測定装置					
	燃費測定装置					
	燃費測定装置					
	燃費測定装置					
	燃費測定装置					

燃費測定装置の燃費測定装置

燃費測定装置の燃費測定装置

(自主公表関係人等)

フ04

5 自動車使用台数計画

(1) 自動車使用台数計画事項

計 画 事 項	内 容

(2) 自動車運行距離及び燃料使用量についての年次計画(概算)

自動車の燃料の種類別区分	項 目	計 画 期 間				
		年度	年度	年度	年度	年度
天然ガス自動車	運行距離 (自記)					
	天然ガス使用量 (自記)					
液化石油ガス(L.P.G)自動車	運行距離 (自記)					
	L.P.G使用量 (自記)					
ガソリン自動車	運行距離 (自記)					
	ガソリン使用量 (自記)					
ディーゼル自動車	運行距離 (自記)					
	軽油使用量 (自記)					
ハイブリッド自動車(ガソリン)	運行距離 (自記)					
	ガソリン使用量 (自記)					
ハイブリッド自動車(軽油)	運行距離 (自記)					
	軽油使用量 (自記)					
メタノール自動車	運行距離 (自記)					
	メタノール使用量 (自記)					
電気自動車	運行距離 (自記)					
	電気使用量 (自記)					

備考 この用紙には、別記の様式での区分の集積以上の合計を記入すること。(日本工業規格A946)

フ05

(3) 指定形公害車の購入台数及び購入車種(1)-自動車使用台数

車 種	区 分	車 種	計画期間の指定形公害車購入台数					合 計
			年度	年度	年度	年度	年度	
乗 用 車	乗 用 車	普通自動車						
		小型自動車						
[総使用台数]								
軽自動車(旧車)	軽自動車	軽自動車						
		軽自動車						
[総使用台数]								
軽自動車(新車)	軽自動車	軽自動車						
		軽自動車						
[総使用台数]								
小型乗用自動車	乗 用 車	乗用車						
		乗用車						
[総使用台数]								
2.0未満乗用車	乗 用 車	乗用車						
		乗用車						
[総使用台数]								
2.0以上乗用車	乗 用 車	乗用車						
		乗用車						
[総使用台数]								
1.6人以上乗用車	乗 用 車	乗用車						
		乗用車						
[総使用台数]								
3.0人以上乗用車	乗 用 車	乗用車						
		乗用車						
[総使用台数]								
[総使用台数の合計]								
指定形公害車の購入数 (注)								

備考 ① ※印の欄には、特定事業者に該当することになった台数を記入すること。
 ② 「総使用台数」の欄には、東京圏指定形公害車以外の台数を合わせた年度末の総台数を記入すること。
 ③ 「計画期間の指定形公害車購入台数」の欄には、各年度末の台数を記入すること。
 ④ この用紙の記入に当たっては、二輪自動車及び軽自動車は除くものとする。こと。
 ⑤ 指定形公害車の購入車の台数に当たっては、平成18年度告示第41号により計算すること。

日本工業規格A946

その3

6 条例で規定する事項の選定

計 画 事 項	内 容
荷主等の義務	
適正な整備	
適切な運転	
アイドリング・ストップの義務	
適正な燃料の使用	

7 その他の計画事項

計 画 事 項	内 容

(日本工業規格A列4番)

その1

(1) 自動車走行時燃料消費率(燃費)についての算出(算出値)

自動車の種類 の種類区分	項 目	算 出 値				
		年度	年度	年度	年度	年度
天然ガス自動車	走行燃費 (g/km)					
	天然ガス使用量 (kg)					
液化石油ガス (LPG)自動車	走行燃費 (g/km)					
	LPG使用量 (kg)					
ガソリン自動車	走行燃費 (g/km)					
	ガソリン使用量 (kg)					
ディーゼル自動車	走行燃費 (g/km)					
	軽油使用量 (kg)					
ハイブリッド車 動燃(ガソリン)	走行燃費 (g/km)					
	ガソリン使用量 (kg)					
ハイブリッド車 動燃(電気)	走行燃費 (g/km)					
	軽油使用量 (kg)					
プラグイン自動車	走行燃費 (g/km)					
	天然ガス使用量 (kg)					
電気自動車	走行燃費 (g/km)					
	電気使用量 (kWh)					

(日本工業規格A列4番)

備考: 「燃費」の算出は、①乗用車(二輪車を除く)、②大型貨物自動車(軽貨物車を除く)、③普通貨物自動車(軽貨物車を除く)及び④乗合自動車(バス)により記入すること。

第2号様式の2(第18条関係)

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名 印
〔法人にあっては名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

自動車環境管理計画書変更提出書

自動車環境管理計画書の記載事項について変更したので、動機の創出と安全を確保する環境に関する条例第28条第2項の規定により提出します。

特定事業者の名称	
特定事業者の所在地	
変更した事項	
変更の理由	
変更した自動車環境管理計画書	別添のとおり
変更年月日	年 月 日
連 絡 先	
※ 受付欄	

(日本工業規格A列4番)

- 備考 1. ※印の欄には、記入しないこと。
2. 変更した自動車環境管理計画書の大きさは、日本工業規格A列4番とするこ
と。

第2号様式の3(第18条関係)

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名 印
〔法人にあっては名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

自動車環境管理計画書変更提出書

自動車環境管理計画書の記載事項について変更したので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第28条第2項の規定により提出します。

特定事業者の名称	
特定事業者の所在地	
変更した事項	
変更の理由	
変更した自動車環境管理計画書	別添のとおり
変更年月日	年 月 日
連 絡 先	(電話番号)
※ 受付欄	

(日本工業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

別紙

管理 体 系 図

(日本工業規格A列4番)

第6号様式の4第16条の2第1号

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名 印
法人にあっては名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地

自動車環境管理者 責任
変更 届出書

都民の健康と安全を確保する事項に関する条例第33条、第1項、第2項の規定により、

自動車環境管理者を次のとおり、責任 変更 しましたので届け出ます。

責任 変更	年月日	年 月 日	責任 変更 理由
自動車環境管理者	所 属		
	氏 名		

連 絡 先

※ 受付欄

(日本工業規格A列4番)

備考：※印の欄には、記入しないこと。

第6号様式の4第16条の2第1号

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名 印
法人にあっては名称、(代表者の)
氏名及び主たる事務所の所在地

自動車環境管理実施報告書提出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第29条の規定により、自動車環境管理計画書に記載した事項に係る前年度の実績を記載した報告書を提出します。

特定事業者の名称	
特定事業者の所在地	
自動車環境管理実績報告書	別添のとおり
連 絡 先	

※ 受付欄

(日本工業規格A列4番)

備考：1 ※印の欄には、記入しないこと。

2 自動車環境管理実績報告書の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第3号様式の4第16条の2第1号

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名 印
法人にあっては名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地

自動車環境管理実施報告書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第29条の規定により、自動車環境管理計画書に記載した事項に係る前年度の実績を次のとおり報告します。

特定事業者の名称	
特定事業者の所在地	
連 絡 先	(電話)

※ 受付欄

(日本工業規格A列4番)

備考：※印の欄には、記入しないこと。

その3

12) 年産導入台数(単位)												
車種	ディーゼル車 対象計画 台数		新設指定低公害車 対象計画 台数		指定低公害車 対象計画 台数		指定低公害車 導入計画 台数		指定低公害車 導入実績 台数		燃料 使用量 (百ℓ)	
	新規 台数	計 台数	新規 台数	計 台数	新規 台数	計 台数	新規 台数	計 台数				
ディーゼル車規制対象 台数	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
年内 内訳												
平成15年10月1日 規制適用車	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
平成15年10月2日 以降規制適用車	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
指定低公害車等の会社												
ディーゼル車規制対象及び新規指定低公害車導入実績等の内訳(%)	天然ガス自動車										百ℓ	
	液化石油ガス(LPG)自動車										ℓ	
	ガソリン自動車										ℓ	
	ディーゼル自動車										ℓ	
	ハイブリッド自動車										ℓ	
	電気自動車										kwh	
	その他											
	合計											
	燃料消費率 減少率等 その他の数値											
	自動車総使用台数											台

日本工業規格 JIS 4001

その2

自動車環境管理表												
1) ディーゼル車規制対象及び新規指定低公害車導入実績等 (1) 年産導入実績(単位)												
車種	ディーゼル車 対象計画 台数		新設指定低公害車 対象計画 台数		指定低公害車 対象計画 台数		指定低公害車 導入計画 台数		指定低公害車 導入実績 台数		燃料 使用量 (百ℓ)	
	新規 台数	計 台数	新規 台数	計 台数	新規 台数	計 台数	新規 台数	計 台数				
ディーゼル車規制対象台数	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
年内 内訳												
平成15年10月1日 規制適用車	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
平成15年10月2日 以降規制適用車	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
指定低公害車等の会社												
ディーゼル車規制対象及び新規指定低公害車導入実績等の内訳(%)	天然ガス自動車										百ℓ	
	液化石油ガス(LPG)自動車										ℓ	
	ガソリン自動車										ℓ	
	ディーゼル自動車										ℓ	
	ハイブリッド自動車										ℓ	
	電気自動車										kwh	
	その他											
	合計											
	燃料消費率 減少率等 その他の数値											
	自動車総使用台数											台

日本工業規格 JIS 4001

- 備考 ① この用語は、別記第6号様式の4その8の取組との合計を記入すること。
 ② 「指定低公害車導入台数」の欄には、考慮車の台数を記入すること。
 ③ 「ディーゼル車規制対象及び新規指定低公害車導入実績等の内訳(%)」の欄中「指定低公害車等の種類」の欄の「自」「他」とはそれぞれ東京都低公害車指定基準等に該当する自低公害車、他低公害車及び他低公害車を、「他」とはその他の自動車を、「ハイブリッド自動車」とは同規格等に該当する自動車をいう。
 ④ 「指定低公害車導入」の欄には、平成15年度実績を元411号により計算した数を記入すること。

その4

2 自動車使用合理化計画の実績	
事項	内容

3 条例で規定する事項の遵守の実績

事項	内容
荷主等の義務	
適正な整備	
適切な運転	
アイドリングストップの義務	
適正な燃料の使用	

4 その他の計画の実績

事項	内容

(日本工業規格A列編)

- 備考 1 この用紙は、二車種ごとに記入すること。「車種」の欄が不足する場合は、この用紙を追加して記入すること。
- 2 「車種」の欄には、以下の区分を記入すること。なお、これらの各車種区分には、特種の用途に供するため改造した自動車を含むものとする。
- ①乗用車(軽自動車、小型自動車及び普通自動車) ②軽貨物自動車、③小型貨物自動車A(1.7以下) ④小型貨物自動車B(1.7超～2.5以下) ⑤小型貨物自動車C(2.5超～3.5以下) ⑥小型貨物自動車D(3.5超) ⑦普通貨物自動車E(1.7以下) ⑧普通貨物自動車F(1.7超～2.5以下) ⑨普通貨物自動車G(2.5超～3.5以下) ⑩普通貨物自動車H(3.5超～8未満) ⑪普通貨物自動車I(8以上) ⑫乗合自動車(乗車定員11人以上～30人未満、1.7以下) ⑬乗合自動車K(乗車定員11人以上～30人未満、1.7超～2.5以下) ⑭乗合自動車L(乗車定員11人以上～30人未満、2.5超～3.5以下) ⑮乗合自動車M(11人以上～30人未満、3.5超) ⑯乗合自動車N(乗車定員30人以上、1.7以下) ⑰乗合自動車O(乗車定員30人以上、1.7超～2.5以下) ⑱乗合自動車P(乗車定員30人以上、2.5超～3.5以下) ⑲乗合自動車Q(乗車定員30人以上、3.5超)
- 3 *の欄は、提出済みの自動車環境管理計画書の「4(2)ディーゼル車対策計画及び新規指定低公害車導入計画(図表)」の「ディーゼル車対策計画」の欄及び「新規指定低公害車導入計画」の欄の当該年度の数値を記入すること。
- 4 この用紙の記入に当たっては、二輪自動車及び排けん引自動車は除くものとする。
- 5 「ディーゼル車対策実績及び新規指定低公害車導入実績等の内訳(台)」の欄中「指定低公害車等の種類」の欄の「良」、「優」及び「超」とはそれぞれ東京都低公害車指定要領第2に規定する良低公害車、優低公害車及び超低公害車を、「他」とはその他の自動車を、「ハイブリッド自動車」とは同要領第5に規定する自動車をいう。
- 6 「指定低公害車総使用台数」とは、年度末に使用している台数をいう。
- 7 「総走行距離」の欄には、指定低公害車等の種類ごとの走行距離の合計を記入すること。
- 8 「燃料使用量」の欄には、指定低公害車等の種類ごとの燃料使用量の合計を記入すること。
- 9 「ハイブリッド自動車」の欄の()には、主たる燃料の種類を記入すること。
- 10 「自動車総使用台数」の欄には、東京都指定低公害車以外の台数を含めた車種ごとの総数を記入すること。

別記第七号様式から第三十四号様式まで (現行のとおり)

別記第七号様式から第三十四号様式まで (略)

第6号様式の別記第16条の3附則

自動車環境管理者 兼任 届出書

年 月 日

東京都知事 殿

住 商
氏 名

法人にあっては名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第35条 第1項
第2項の規定により、

自動車環境管理者を次のとおり 兼任
変更 しましたので届け出ます。

自動車環境管理者	兼任 変更	年月日	年 月 日	兼任 変更
		所 属		
	氏 名			
連絡先	(電話)			

*受付章

(日本工業規格A144番)

別紙
(現行のとおり)

第 35 号様式 (第 60 条関係)

石綿含有建築物解体等工事施工計画届出書

年 月 日

東京都知事 殿

住所
氏名 (印)

〔法人にあっては名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 124 条第 1 項の規定により、次の
とおり届け出ます。

工 事 の 名 称				
工事の場所 (所在地)				
工 事 の 種 類	解体工事	改修工事		
工事の開始予定年月日	年 月 日			
工事の終了予定年月日	年 月 日			
建築主の氏名・住所(法 人にある場合は、名称、 代表者の氏名及び主た る事務所の所在地)				
工 作 物 の 概 要	敷地面積	m ²	築造面積	m ²
	構造・階数		主たる用途	
石 綿 の 使 用 状 況	吹き付け石綿の使用面積			m ²
	石綿保温材の使用面積			m ²
石綿の処理方法	除去 封じ込め 囲い込み			

(日本工業規格 A 列 4 番)

別紙
(略)

第 35 号様式 (第 60 条関係)

石綿含有建築物解体等工事施工計画届出書

年 月 日

東京都知事 殿

住所
氏名 (印)

〔法人にあっては名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 124 条第 1 項の規定により、次の
とおり届け出ます。

工 事 の 名 称				
工事の場所 (所在地)				
工 事 の 種 類	解体工事	改修工事		
工事の開始予定年月日	年 月 日			
工事の終了予定年月日	年 月 日			
建築主の氏名・住所(法 人にある場合は、名称、 代表者の氏名及び主た る事務所の所在地)				
建 築 物 の 概 要	敷地面積	m ²	床面積の合計	m ²
	構造・階数		主たる用途	
石 綿 の 使 用 状 況	吹き付け石綿の使用面積			m ²
	石綿保温材の使用面積			m ²
石綿の処理方法	除去 封じ込め 囲い込み			

(日本工業規格 A 列 4 番)

第 35 号様式の 2 (第 60 条関係)

石綿飛散防止方法等計画届出書

年 月 日

東京都知事 殿

住所

氏名

(印)

法人にあっては名称、代表者の

氏名及び主たる事務所の所在地

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 124 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の名称			
石綿の飛散防止方法	施工区面の隔離方法	詳細は別紙()のとおり	
	施工区面の換気・集じん	換気装置の設置	施工区面の負圧確保に必要な換気風量の計算根拠 施工区面の容積 $m^2 \times \text{高さ } m = m^3$ 必要な換気風量 $m^3 \div 15 \text{分} = m^3/\text{分}$ 換気装置の換気能力 $m^3/\text{分} \times \text{台} = m^3/\text{分}$ 設置場所の詳細は別図()のとおり
		集じん装置の種類・型式・集じん効率	詳細は別紙()のとおり
		換気装置等の維持管理	施工区面の隔離状態の維持 換気装置の性能確保のための維持管理
		隔離シートの撤去	詳細は別紙()のとおり

備考 特定工事の名称欄には、大気汚染防止法施行規則に規定する様式第 3 の 4 に記載する特定工事の名称を転記すること。

(日本工業規格 A 列 4 番)

別記第三十六号様式から第三十八号様式まで
(現行のとおり)

別紙

粉じんの飛散防止方法	
排水の処理	
石棉濃度の測定	別紙()のとおり

備考 この届出各欄に定めるもののほか、標準作業工程図(吹き付け石棉及び石棉保温材の除去等の作業の流れがわかるもの)及び工程表を添付すること。

(日本工業規格 A 列 4 番)

別記第三十六号様式から第三十八号様式まで
(略)

第 39 号様式 (第 83 条関係)

受 理 書		第 号
		年 月 日
申 請 者		
届 出 殿		
		東京都知事 (印)
申請書 年 月 日次の を受理しました。 届出書		
工場設置認可申請書	工場変更認可申請書	
指定作業場設置届出書	指定作業場変更届出書	
石綿含有建築物解体等工事施工計画届出書 石綿飛散防止方法等計画届出書		

(日本工業規格 A 列 4 番)

第 39 号様式 (第 83 条関係)

受 理 書		第 号
		年 月 日
申 請 者		
届 出 殿		
		東京都知事 (印)
申請書 年 月 日次の を受理しました。 届出書		
工場設置認可申請書	工場変更認可申請書	
指定作業場設置届出書	指定作業場変更届出書	
石綿含有建築物解体等工事施工計画届出書		

(日本工業規格 A 列 4 番)